

# 高山村特定事業主行動計画

平成27年4月1日

高山村長

高山村議会議長

高山村教育委員会

## I 総論

### 1 目的

- 我が国では年々少子化が進んでおり、時代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために、平成15年7月に次世代育成支援対策法が制定された。国や地方公共団体は、行政機関としての立場から子供たちの健やかな育成に取り組むのは当然のこと、同時に、一つの事業主としての立場から、自らの職員の子供たちの健やかな育成についても役割を果たしていく必要がある、次世代育成支援対策推進法では、国や地方公共団体を「特定事業主」と定め、自らの職員の子供たちの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定するよう義務付けたところである。

本村では、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即して次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

### 2 計画期間

- 次世代育成支援対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法であったが、10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立した。この計画は、その延長後の前半の期間である平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とし、平成37年3月31日までの計画を後期計画とする。

### 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資料の作成・グループウェアへの掲載、配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関すること

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務・休日勤務を原則として命じないこととする。

#### (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得を促進（例えば5日程度）するとともに周知を図る

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進についても周知を図る。
- ② 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行

う。

③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

④ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

イ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。

② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰のために、復帰後の職場研修や各種研修に参加しやすい環境を整える。

③ 育児休業期間中の職員は、原則、人事異動を行わないなど職員の円滑な職場復帰について配慮を行う。

※ 以上のことを通じて、育児休業の取得率助成100%、男性の取得向上を目指します。

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知を図る

イ 一斉定時退庁日等の実施

① 定時退庁日を設置し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、幹部職員による定時退庁の率先垂範を行う。

② 幹部職員の巡回指導による定時退庁の実施を図る。

ウ 事務の簡素合理化の推進

① 各職員に業務処理計画を作成させ、効率的な事務遂行を図る。

② 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

③ 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板等を活用する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

○ 人事当局は、課室ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して幹部職員に報告し、幹部職員の超過勤務縮減に関する意識啓発を図る。

## オ その他

- ① 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。
- ② 各職員の1年間の超過勤務時間数の把握に努め、人事院指針等に定める上限目安時間である360時間の達成に努める。

## (5) 休暇の取得の促進

### ア 年次休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。
- ② 幹部会議等の場において、担当部署から、定期的に休暇の取得促進を図るとともに、職場の意識改革を行う。
- ③ 職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ④ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

### イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 月・金と休日を組み合わせる年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図る。
  - ② 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
  - ③ 国民の祝日や夏期休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。
  - ④ 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る
- ◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年度比で5%増加させる

### ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得促進

- 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来庁者の多い部署においては、乳幼児と一緒に安心

して利用できる設備の整備に努める。

- ② 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ① 子ども・子育てに関するボランティア活動等の地域貢献活動に関する職員の積極的な参加を支援する。

- ② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故防止について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

- ② 公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 子どもを安全な環境で安心して育てられることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加を支援する。